

○適正な維持管理を確保するための手法はどうあるべきか

【市町村長アンケートとりまとめ意見を踏まえた議論のたたき台】

① 包括民間委託等も考慮した維持管理コスト縮減

≪市町村長アンケート意見取りまとめ≫

- ・ 増加する維持管理費への対応については、下水道における包括民間委託など、コスト縮減を効率的に進めることが必要である。

≪浄化槽の現状や取組等（維持管理の効率化や負担感の軽減）≫

- ・ 浄化槽等の維持管理は、浄化槽法に基づき、その管理者が、官民の連携のもと、適正な維持管理を行い、所期の性能を確保する仕組みとなっている。
浄化槽については、大きく分けて、個人が設置・管理を行う方法（個人設置型）と、市町村が設置・管理を行う方法（市町村設置型）の2通りで、設置・維持管理がなされている。なお、いずれにしても、市町村は、廃棄物処理法に基づき、し尿や生活雑排水等、一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、処分する責任を有している。
- ・ 市町村設置型において、PFI 事業に取り組む自治体がある。
（浄化槽の PFI 事業は、いわゆる BTO 方式 (Build, Transfer, Operate) で、民間事業者が施設を建設した後、その所有権を公共に移転し、施設の維持管理を民間事業者が行う方式を対象。現在、11 市町村で実施）
- ・ 維持管理が適正かつ効率的に実施されるよう、維持管理組織の設置や、維持管理に必要な保守点検、清掃や法定検査についての一括契約に取り組む自治体がある。

≪参考 これまでのヒアリング自治体の関連意見（一部抜粋）≫

（長野県）

- ・ 個人設置型と市町村設置型合併浄化槽いずれを推進していくか等の方針は、基本的に市町村判断によると考えている。

（富田林市）

- ・ PFI 方式を採用。設置後の浄化槽は市が買い取り、維持管理をする方式（元々個人で設置された浄化槽は市への寄付を依頼している）。
- ・ 市職員数の確保が困難であったため PFI 方式を採用した。これにより、工期短縮と早期水洗化や、使用者の個人負担の軽減も実現している。

② 老朽化対策も含めた計画的な維持管理の実施

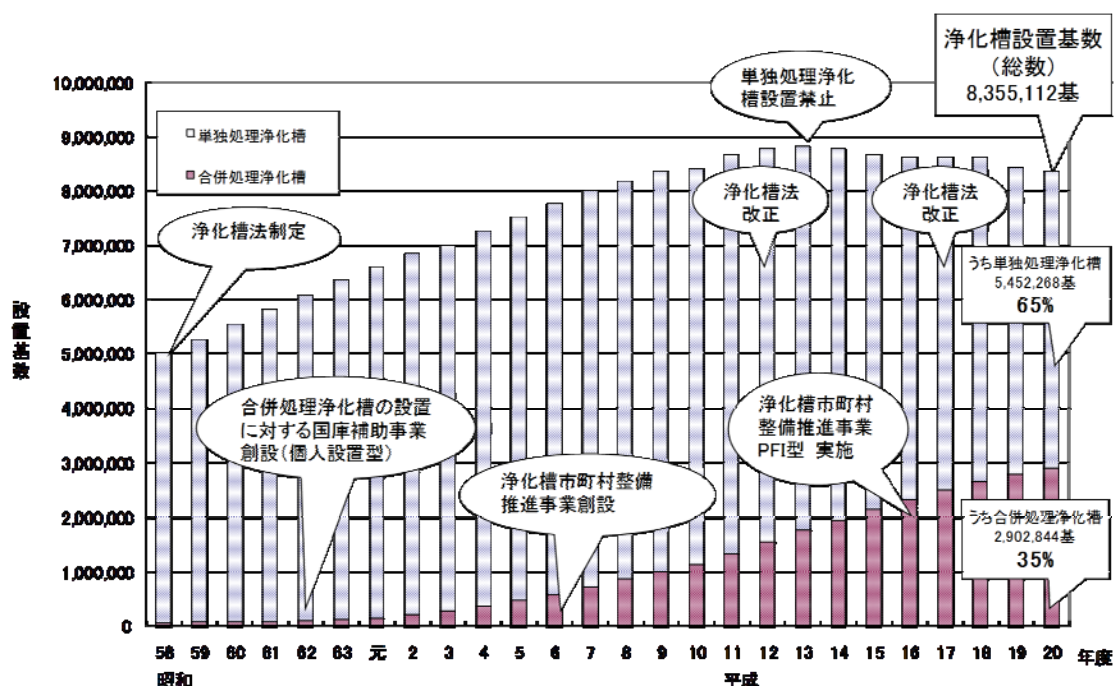
《市町村長アンケート意見取りまとめ》

- ・ 供用開始から相当年数に達した施設については、老朽化した施設の改築更新、延命化対策が必要であり、長寿命化計画の策定を行い、コスト縮減を図る必要がある。これらを踏まえた計画的な汚水処理施設の維持管理を実施していくことが必要である。

《浄化槽の現状や取組等（浄化槽の更新について）》

- ・ 合併処理浄化槽は、昭和 60 年に浄化槽法が施行され、62 年には国庫補助事業が創設されて以降、普及拡大してきた経緯がある。（図 1）
- ・ し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、相当の設置年数を経ているものもあり、平成 21 年度末時点でおよそ 550 万基が残存している（平成 12 年の浄化槽法改正以降、新設原則禁止）。
- ・ 浄化槽は一般に家屋の建て替え時に更新されると考えられ、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換も進んでいるところである。
しかしながら、単独処理浄化槽では生活雑排水は未処理で放流されており、その早急な転換が大きな課題となっており、その転換促進には、水洗化は実現しているため水洗化というインセンティブが働かない、転換のための追加的な負担が必要、さらには一般に家屋の寿命と同程度といった課題への対応が求められている。
- ・ なお、平成 10 年度の実態調査では、浄化槽の躯体について、実際の使用年数として 30 年以上を採用しうる状況であった。

○図 1 浄化槽の整備の状況と経緯



③ 個人設置型浄化槽の適正な維持管理

《市町村長アンケート意見取りまとめ》

- ・ 個人設置型浄化槽については、法定検査の受検率向上や定期点検の適切な実施など、適正な維持管理を進めるための取り組みが必要である。

《浄化槽の現状や取組等（浄化槽の適正な維持管理の確保について）》

- ・ 浄化槽等の維持管理は、浄化槽法に基づき、その管理者が、官民の連携のもと、適正な維持管理を行い、所期の性能を確保する仕組みとなっており、維持管理は保守点検、清掃、法定検査から構成される（図2）。

また、規模の大きな浄化槽については、水質汚濁防止法に基づく排水規制の対象ともなっている（501人槽以上、日平均排水量50m³/日以上が対象。総量規制地域等、より小さな規模等が適用される場合がある）。

- ・ 浄化槽の放流水質については、調査基数のうち85.1%（591,532基）の浄化槽がBOD 20mg/L以下（放流水質基準）と大部分を占めている（図3）。

- ・ 保守点検は、定期的に浄化槽の点検・調整・修理を行い、浄化槽の機能を維持させるものであり、清掃は、汚泥の引き出し等を行い、浄化槽の機能を回復させるものである。

- ・ 法定検査には、使用開始後3～8か月後に実施される法第7条に基づく設置後の水質検査と、毎年1回定期的に行われる法第11条に基づく定期検査がある。

7条検査は、工事が適正に実施され、浄化槽が本来の機能を発揮しているかどうかを確認するものであり、11条検査は、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認するものである。いずれも外観検査、書類検査、水質検査の3種類の検査からなる。

- ・ 法定検査の受検率は、合併処理浄化槽では48.5%、単独を含めると27.2%である（図4）。

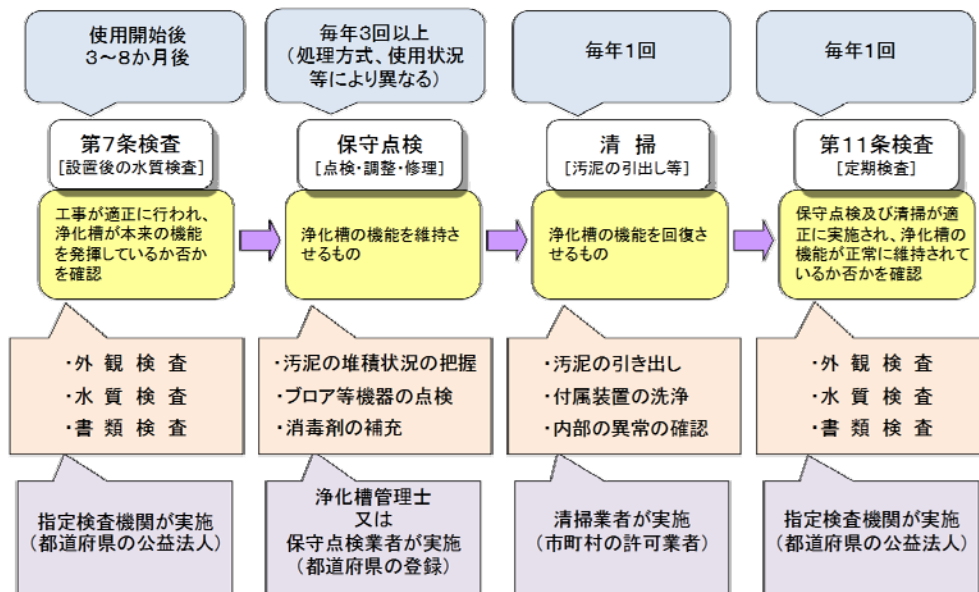
平成17年の浄化槽法改正において、法定検査が確実に行われ、その結果に基づき都道府県が適切な指導監督を行うことができるようにするために、法定検査を受検しないものに対する指導監督権限、浄化槽の管理情報（廃止や検査結果等）の把握制度を設けるなど、適正な維持管理を確保するための都道府県の監督規定の強化が図られている。

現状の受検率を踏まえると、その向上に向け、更なる取組の強化が求められるところである（例えば、都道府県の監督規定を踏まえた取組の強化（指導監督、管理情報の整備）、法定検査の効率化、受検率向上に向けた取り組み事例の周知など）

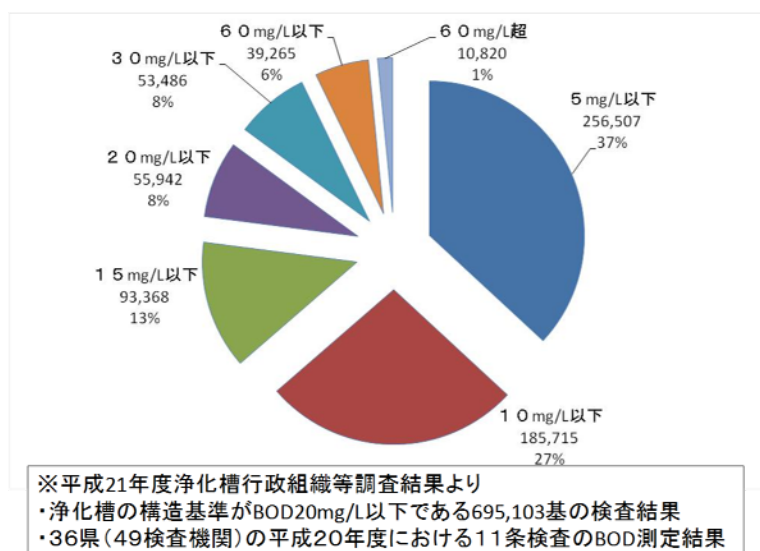
（参考）法定検査受検に関する行政処分等の件数（H20年度）

指導・助言：119,556件　勧告：91件　改善命令：1件

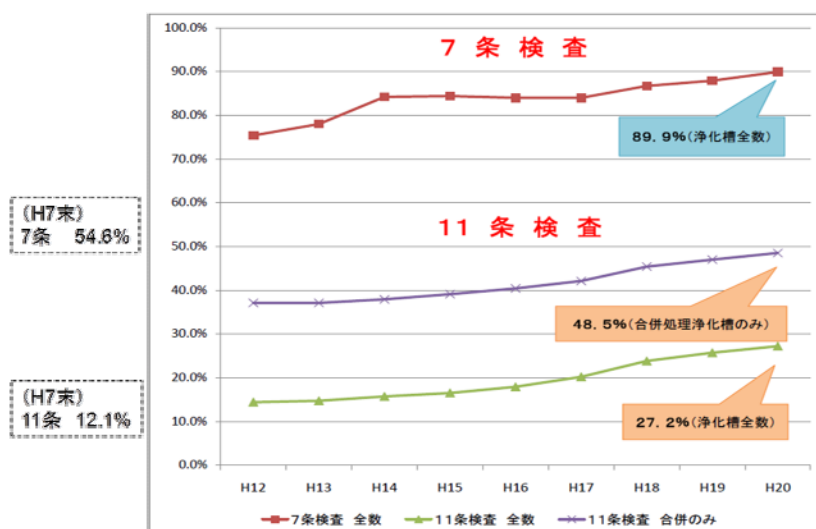
○図2 浄化槽の維持管理について



○図3 浄化槽の処理水質



○図4 浄化槽の法定検査の受検率の推移



《参考 これまでのヒアリング自治体の関連意見（一部抜粋）》

（長野県）

- ・ 維持管理を考えると市町村設置型の方が点検、清掃、法定検査等は適切に実施されると考えられる。

（仙台市）

- ・ 個別処理の課題としては、少量処理のため汚濁負荷の変動への対応が困難なため放流水質のばらつきが発生しやすいことなどがあげられる。個別処理の浄化槽を多数管理することの難しさ。

（富田林市）

- ・ 点検データはすべてデータ管理をしており、時系列的に浄化槽の状態を把握し、適切な管理対応を行っている。

（紫波町）

- ・ 浄化槽の水質は個人設置型も町管理型も悪いという結果はない。

④ 行政・住民との費用負担バランス、使用料の適正化

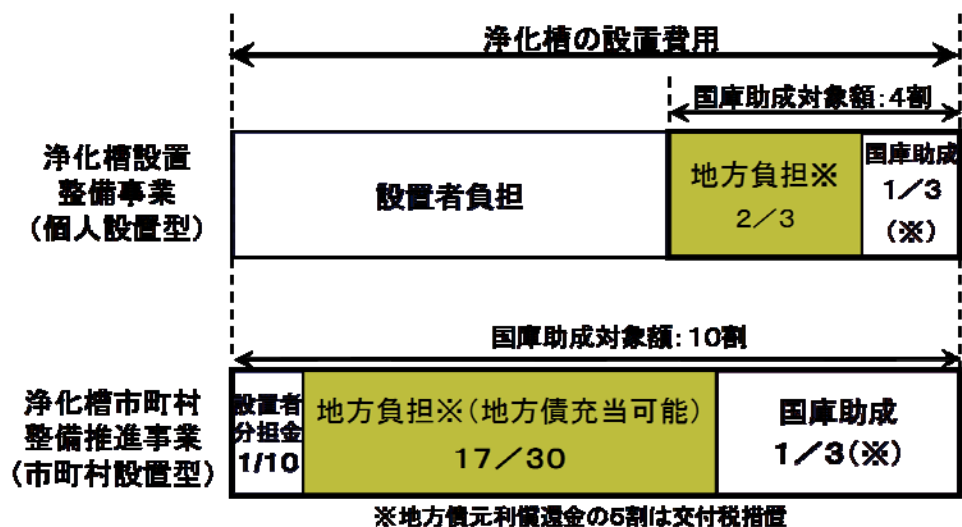
《市町村長アンケート意見取りまとめ》

- ・ 維持管理費が増大するなか、行政側と住民側の費用負担のバランスを適切に図ることが必要である一方、下水道使用料の適正化が課題である。

《浄化槽の現状や取組等（行政、住民の費用負担について）》

- ・ 浄化槽の維持管理費用については個人が全額を賄っていることが一般的である。市町村設置型では、下水道事業等と同様に使用料が設定されている。なお、設置費用に関しては、市町村設置型に比較して個人設置型のほうが一般に行政の負担割合が小さく、個人の負担割合が大きい（図5）。
- ・ 個人設置型で浄化槽整備を推進する市町村の中には、他の汚水処理施設での設置者への負担と水準をそろえる等の目的から、設置や維持管理に対する補助を標準的な割合よりも高く設定している例もある。また、維持管理について法定検査の受検や適正管理等を条件に補助する事例もある。

○図5 個人設置型と市町村設置型



※低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、モデル事業、離島等は1/2

《参考 これまでのヒアリング自治体の関連意見（一部抜粋）》

（長野県）

- ・ 生活排水の収集体系や処理方式にかかわらず利用者である住民の費用負担の均衡をめざす取り組みについても検討する必要がある。
- ・ 市町村によって費用（年間一人当たりの運営費および負担額）に差が生じており、合併した市町村間で負担費用の統一を検討し努力しているがなかなか苦労していると聞いている。

（仙台市）

- ・ 個別処理は、集合処理と同程度の料金水準となるよう使用料を設定。同一の汚水処理サービスを提供しているため、使用料体系の見直しは現実には困難と考えている。
- ・ 汚水処理事業を下水道事業会計で一元の運営しており、情報共有による投資・維持管理・組織の効率化や整備手法の柔軟かつ合理的な選択など、効率的かつ効果的な事業運営が図られている。
- ・ 個別処理の課題として、・・・維持管理コストが高い。（宮城県仙台市）

（富田林市）

- ・ 公設公管理の浄化槽で整備し、下水道と同じ使用料金とした。

（紫波町）

- ・ 早期水洗化の要望が住民からあり、初期投資のかかる集合処理は町の財政上、なかなか整備できないため、P I手法を活用して集合処理から個別処理への転換を図った。
- ・ 切迫した財政状況の中、今後の財政の取組方を具体的に見つめるべく、地方公営企業法の適用を来年度から予定。対象事業は、公共下水道、農業集落排水、小規模、公的管理型浄化槽の4事業すべて。

⑤ 補助制度拡充による健全経営のための支援

《市町村長アンケート意見取りまとめ》

- ・ 施設の維持管理費については、一層のコスト削減を図るとともに、補助制度の拡充により、安定した健全経営のための支援策が望まれる。

《浄化槽の現状や取組等（維持管理の支援制度について）》

- ・ 市町村の中には維持管理費用への支援制度を設けている例がある。（④参照）

※①～⑤は「汚水処理施設の維持管理について（設問Ⅳ）」のアンケートとりまとめ結果である。

（設問Ⅳ）汚水処理施設の維持管理について

汚水処理施設事業の実施にあたっては建設のみならず適切な維持管理も重要です。下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等のそれぞれの汚水処理施設の維持管理（施設保守・運転維持等）に対する課題あるいはその対応策についてのお考えをご記述ください。